

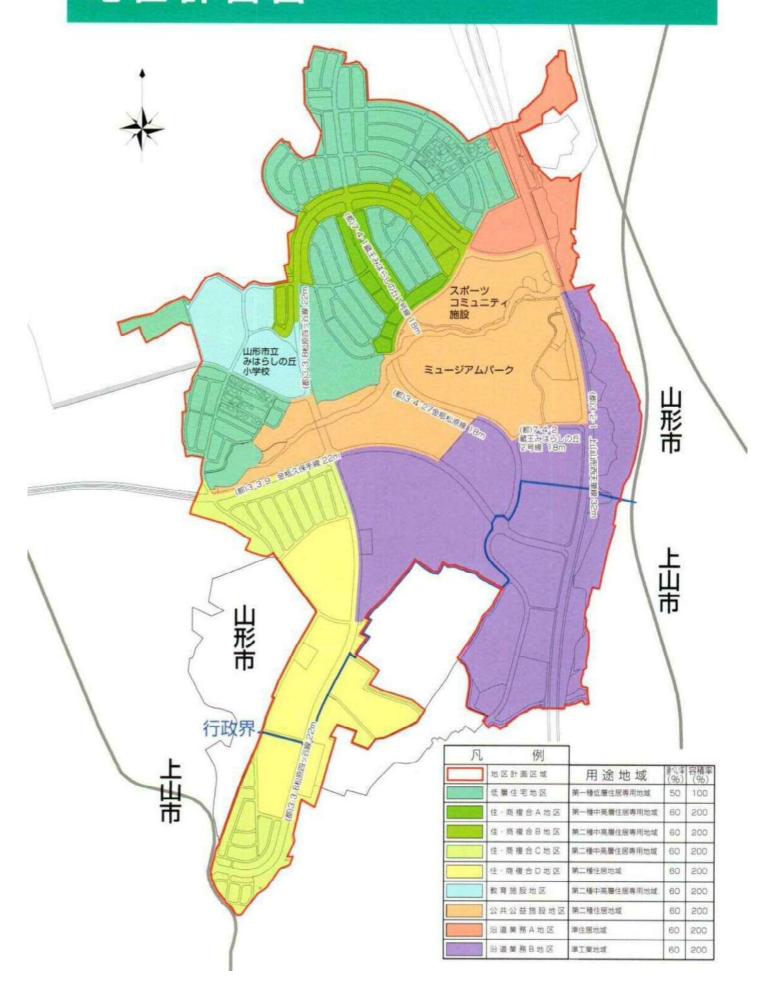
∞地区計画のしおり∞

蔵王みはらしの丘地区

蔵王に抱かれた



地区計画図



蔵王みはらしの丘地区 地区計画の内容

『地区計画』は、本地区の基本的整備の方向を示した「地区計画の方針」と、皆様が家を建てる際に直接関わる建築物等に関する事項を示した「地区整備計画」の2つに大別されます。

都市計画決定

山形市 平成25年 3月27日 市告示第44号 上山市 平成25年 3月27日 市告示第35号

区域内における建築物の制限に関する条例

(用途の制限・敷地面積の最低限度・壁面の位置の制限・高さの最高限度) 山形市 平成15年3月施行 平成22年3月変更 上山市 平成15年3月施行 平成25年3月変更

(地区計画の方針)

	名 称	蔵王みはらしの丘地区 地区計画						
ſ	立 置	山形市みはらしの丘一丁目、みはらしの丘二丁目、みはらしの丘三丁目、みはらしの丘四丁目、みはらしの丘五丁目の全部 山形市大字松原字長者屋敷の全部 山形市大字松原字雨ケ沢、大字松原字坂ノ上の各一部 山形市大字黒沢字山岸、大字黒沢字明神山の各一部						
Ō	面積	約184.6ha						
	地区計画 の目標	本地区は、蔵王連峰を一望できる素晴らしい環境と豊かな自然を有するとともに、国道13号及び東北中央自動車道のインターチェンジ(山形上山インター)に隣接しており、立地条件にも恵まれている。この地理的条件を活かし、独立行政法人都市再生機構・山形県・山形市・上山市により、道路・公園・宅地等の都市基盤整備が行われ、健康・福祉・文化・交流・自然・ゆとりをテーマとしたくらしの実現を可能にするまちづくりが図られている。そこで本計画は、「蔵王に抱かれた美しいまち」を目指し、当地区の恵まれた環境を維持・保全しながら、区域全体の良好な都市空間を形成することを目標とする。						
地区の整備・開発及び保	土地利用 の方針	① 低層住宅地区(第一種低層住居専用地域 約39.0ha) 眺望を活かしたゆとりある良好な住環境を形成するため、低層住宅を立地する。 ② 住・商複合A地区(第一種中高層住居専用地域 約4.3ha) 隣接する低層住宅との調和を図りながら、住宅街の中心地区として、賑わいのある空間を形成するため、主に店舗や兼用住宅を立地する。 ③ 住・商複合B地区(第二種中高層住居専用地域 約7.3ha) 隣接する低層住宅との調和を図りながら、主に事務所及び沿道サービス関連施設を立地する。 ④ 住・商複合C地区(第二種中高層住居専用地域 約12.9ha) 持続的な街づくりを目指し、ライフステージに応じた多様な住まい方の提供を図るため、低層住宅・共同住宅・利便施設を立地する。 ⑤ 住・商複合D地区(第二種住居地域 約18.6ha) 良好な眺望・景観を活かし、隣接する住宅地との調和を図りながら、住宅の他、主に、健康・福祉施設、福祉関連施設、地域交流に係る施設などを立地する。 ⑥ 教育施設地区(第二種中高層住居専用地域 約8.1ha) 地域の教育・文化の中心地として、小・中学校等の教育施設を立地する。 ② 公共公益施設地区(第二種住居地域 約34.1ha) 自然環境及び地形的特性を活かし、多様な交流と活動を生む中核的エリアとして、文化施設スポーツ施設を立地する。 3 沿道業務4地区(準住居地域 約9.1ha) 既存樹林地を保全するとともに、周辺の低層住宅との調和を図りながら、主に商業・業務施設を立地する。 9 沿道業務8地区(準工業地域 約51.2ha) 既存樹林地を保全するとともに、周辺の低層住宅との調和を図りながら、主に商業・業務・産業施設を立地する。						
全の方針	地区施設の 整備方針	① 道 路						
	建築物等の 整備の方針	の最低限度。建築物等の高さの最高限度を定める						
	その他当該地区の 整備・開発及び 保全に関する方針	地区内の自然環境を維持するため、区域内の既存樹林地を保全する。② ゴミステーション、電柱等は、街並み景観に配慮するとともに、都市施設機能を妨げないよう設置する。						

(地区整備計画)

	地区の	名称	低層住宅地区	住·商複合A地区	住·商複合B地区	住·商複合C地区	住·商複合D地区	教育施設地区	公共公益施設地区	沿道業務A地区	沿道業務B地区	
	区分	面積	約39.0ha	約4.3ha	約7.3ha	約12.9ha	約18.6ha	約8.1ha	約34.1ha	約9.1ha	約51.2ha	
	建築物用途の	か等の か制限 でき		長屋、寄宿舎 その他これ ・ 倉(小及等) ・ 車店住所を のは除く。)	京の 京の 京の 京の 京の 一定 一定 一定 一の での での での での での での での での での で	・ガソリンス	タンド、セメント等 ・危庫・車 ・産事務及等 ・住宅等	· 学校教育 子第1第17 学第18年 学第2年 学第2年 学第2年 学第2年 学第2年 学第2年 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・公共公の主法とは、公共の主法とは、公共の主法とは、公共の主法と、の、主法と、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	・一戸建住5 道路上山山 の歩道端より ・自動車教習	を(都市計画 形西天童線 016m以内) 習場 、セメント等	
建築	工作		[設置できな ・コイン洗!	車場	[設置できた						内容とする施設	
物	用途の)制限	・自動販売機のみの 設置場 ・コイン洗車場									
等こ	敷地面積の ただし、警察官派出所、公衆便所、その他これらに類する建築物で公益上必要なものについて							については、	この限り			
関する	ただし、次に掲げるものは、この限りでない。						、0.5m以					
事項	建築物高さの最			10m	12	2m		15	5m	***************************************	20m	
	建築物形態,意匠の	又は	(1) 本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板等(以下「広告物等」という。)は設置することができない。ただし、公共的なものについては、この限りでない。 (2) 低層住宅地区・教育施設地区・公共公益施設地区においては、ネオンサイン等の光を発する広告物等を設置することができない。 (3) 住・商複合A・B・C・D地区においては、点滅するネオンサイン等を利用した広告物等を設置することができ									
	垣又は構造の		 (1) 垣又は柵の構造は、できるだけ生け垣とし、フェンス・鉄柵等を設置する場合は透視可能なものとする。また、生け垣の高さは敷地の地盤面から1.5m程度、フェンス・鉄柵等の高さは敷地の地盤面から1.5m以下とする。 ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ① 公益上必要なもの ② 道路境界から1.5m以上離れた部分 (2) 土留、擁壁、フェンス・鉄柵等の基礎の高さは、敷地の地盤面から20cm以下とする。 ただし、公益上必要なものについては、この限りでない。 									
土 地								5.	e manda di m	***************************************		

蔵王みはらしの丘地区 地区計画の説明図 Vol.1

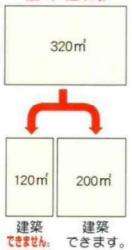
彦 建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積は、200 ㎡以上でなければ建築物を建築することはできません。

つまり、200 m以上あった土地を分割し、新たに200 m未満となった土地については、建築物を建

てることができません。(図1)

(図1)〈基準時〉



個外規定

基準時(建築条例が施行された日<H15年3月>)以前に200 m未満である土地については、この制限を適用されません。

200 m未満の敷地であっても建築物は建てられます(増築・建替も可能です)。(図2)しかし、200 m未満の土地を基準時以降、一部を売却したりして、基準時の面積を減らしてしまった場合にはこの特例は認められなくなります。(建築物を建てられなくなる、又は、既に建築物が立っている場合には、その建築物は違反建築物になります。)(図3)

180㎡ 180㎡ 建築できます。 180㎡ は地を分割して売却等 20㎡ 20㎡

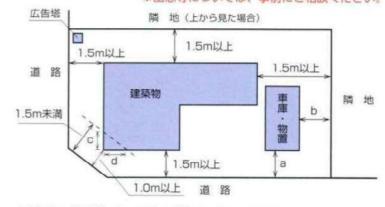
壁面の位置の制限(壁面から境界までの離れ)

■建築物の外壁・柱の面は、敷地境界線から 1.5 m以上離して建ててください。

※出窓等については、事前にご相談ください。

■広告塔については、敷地境 界線からの離れの規制はあり ません。

ただし広告物等本体が前面 を覆うような塀等になるもの は事前にご相談ください。



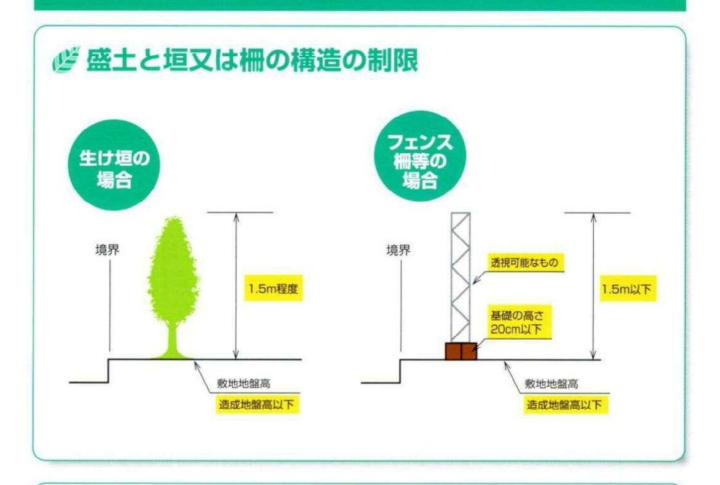
- ■車庫・物置等は、下表の離れで建ててください。
- ※車庫・物置等には、カーボート、簡易物置、自転車庫、プロバン庫、受変電設備、水槽、 大型冷暖房設備、クーリングタワー、電話ボックス等が含まれます。

車庫・物置等	a(道路境界線まで)	b (隣地境界線まで)
軒高2.3mを超えるもの	1.5m以上	1.5m以上
軒高2.3m以下のもの ※	1.0m以上	0.5m以上

※ただし、低層住宅地区(第一種低層住居専用地域)において、建築基準法施行令 第135条の20第1項第2号の規定を満たす場合の最低の離れを表しています。

■隅切り部分の建築物は、道路境界線から1.5 mに満たない壁面の長さがの合計が3 m以下の場合(c+d≤3 m)に、建築物の離れは道路隅切り部分の境界線より1 m以上とすることができます。

蔵王みはらしの丘地区 地区計画の説明図 Vol.2



彦 建築物の色彩の制限

建築物の外壁及び屋根の色彩には、

「低彩度の落ち着いた色を基調と する」という制限があります。

色彩の基準は、「マンセル標準色票」に基づいて確認を行います。

低彩度

- ·YR、Rは彩度6以下
- · Y は彩度 4 以下
- ・それ以外の彩度は2以下

※ なお、印刷によって実際のマンセル色票 と色が異なる場合がありますので確認して ください。



